

長崎県五島中央病院における院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院の院内感染対策は、院内感染の防止に努め、院内に関わるすべての人を守るために「標準予防策(スタンダードプリコーション)」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。

また、院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制をとっています。

院内感染対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

院長や看護部長等で構成された対策方針を決定する「感染対策委員会」を設置し、委員会を月1回、必要時には随時開催します。また、感染対策チーム「ICT」を下部組織として設置し、感染対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための職員に対する教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。

4. 感染症の発生状況の報告体制と取り組み

各部署からの感染症発生の報告体制がとられており、感染対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

感染症の流行が見られる場合には、掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。

当院における院内感染対策に関する取り組み事項は院内に掲示し、また、院内感染対策指針の閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染対策の推進に努めます。

7. 抗菌薬適正使用のための方策

耐性菌の予防のために広域抗菌薬等に指定抗菌薬を定めています。抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的に感染対策チームが確認し、適切な抗菌薬使用になるよう努めます。

8. 院内感染対策の推進のために必要なその他の取り組み

院内感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員への周知徹底を図るとともに、マニュアルの見直し、改訂を行います。

病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年1回以上受診し、B型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

9. 他の医療機関等との連携体制

感染対策を強化し医療関連感染の発生時などに備えるため、関連医療機関と情報を共有し連携を図ります。

2025年10月1日 改訂
長崎県五島中央病院長